

平成 25 年度 障害者相談支援事業所『すばる』報告書

1. 受け入れ実績

今年度も相談支援事業は、実際に利用するサービスも含めたサービス利用等計画書の作成とモニタリングを行う自立支援給付内の特定相談支援事業(計画相談)と、浜松市から委託を売れた障害者相談支援事業の2本立てで事業を行った。

平成 25 年度の受け入れ実績は、以下の通りである。

①特定相談支援事業(計画相談)

※計画書作成とモニタリング実施の請求数の合計

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	15	12	12	23	11	15	16	23	18	22	16	20	203

②浜松市委託障害者相談支援事業

(1) 実施日数 260日

(2) 支援方法

訪問相談	来所相談	同行支援	電話相談	電子メール相談	個別ケア会議	関係機関調整	その他	合計
211	22	137	1112	40	2	1231	4	2759

(3) 支援内容

支援内容	件数	支援内容	件数
福祉サービスの利用に関する支援	1061	家計、経済に関する支援	43
社会資源の活用に関する支援	201	生活技術に関する支援	4
障害や病状の理解に関する支援	385	就労に関する支援	292
健康・医療に関する支援	80	社会参加に関する支援	22
不安の解消・情緒安定に関する支援	534	余暇活動に関する支援	1
保育・教育に関する支援	5	権利擁護に関する支援	39
家族関係・人間関係に関する支援	18	その他福祉に関する支援	74
		合 計	2759

(4) 障害別利用者数(月毎の実人数の計)

	知的障害	身体障害	精神障害	発達障害	重症 心身障害	高次脳 機能障害	その他
障害者	67	17	58	1	3	2	2
障害児	6	0	1	1	0	0	0
計	73	17	59	2	3	2	2

2. 受け入れの状況

計画相談では1名の専任と1名の兼務、委託相談は1名の専任と1名の兼務で職員を配置して事業を実施した。

まず、計画相談については障害福祉サービス利用（支給決定）のためのサービス等利用計画書の作成とモニタリングが主な業務だが、実際は初回の相談からその計画作成に至るまでの手続き（成年後見制度の申請手続きも含む）も業務内に含まれ、実際は件数の多い少ないよりも利用者1名に関わる時間的な負担が大きい状態であった。

次に委託相談であるが、前年度と比較するとやはり精神障害者やその家族からの相談が増加しており、『障害や病状の理解に関する支援』や『不安の解消・情緒安定に関する支援』の件数が多くなった。また就労に関わる支援が多かったことも今年度の傾向の一つであった。浜松市の当初の見通しでは、計画相談がスタートしたことで委託相談の件数が減っていくのではないかと見通してあったが、計画相談の全市的な増加に伴い計画相談を行う事業所の業務が単なる計画立案やモニタリング業務に特化していくことで、逆に一般相談を担う委託相談の件数が増加しつつある。経験が浅い職員ではなかなか対応が困難なことも少なくなく、相談支援業務の継続のためには人材の確保も大きな課題であると感じるに至った。